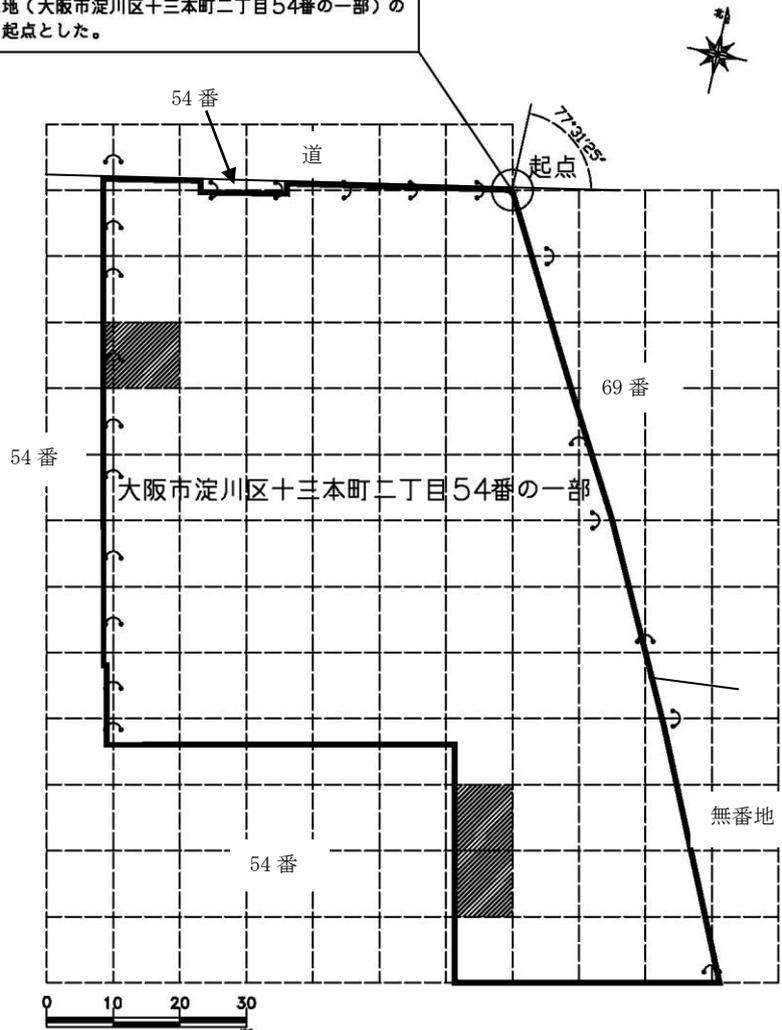


【起点】
 調査対象地（大阪市淀川区十三本町二丁目54番の一部）の
 最北端を起点とした。



- 【凡例】
- 調査対象地
 - 単位区画
 - 形質変更時要届出区域
 - 筆境界

【単位区画の回転角度】

起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと
 並行して10m間隔で引いた線を右に77°31'25"回転させて
 得られる線により、調査対象地を区分した。

形質変更時要届出区域 図面